

令和 3 年度 新潟市国民健康保険保健事業支援業務
プロポーザル委託業者選定要領

1 審査の方法

- (1) 令和 3 年度新潟市国民健康保険保健事業支援業務に係る業務委託業者選定委員会設置要綱に掲げる選定委員会による書類審査とする。
- (2) 提出期限までに本市へ提出された企画提案書を基に審査を行うものとする。資料の追加、変更、再提出は、これを一切認めない。

2 評価の基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
ア 国保データヘルス計画の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 市町村国保のデータヘルス計画について、この策定の補助業務や年次評価業務の受託実績があるか そのうち、中核市以上の受託実績があるか（実績数に応じて評価） 	5点
イ 国保の受診勧奨業務受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 市町村国保が行う特定健診受診勧奨値者の受診勧奨業務の受託実績があるか（実績数に応じて評価） 市町村国保が行う治療中断者の受診勧奨業務の受託実績があるか（実績数に応じて評価） 	10点
ウ イの受診勧奨業務の受診率の実績	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨値者および治療中断者への受診勧奨業務による医療機関への受診率の実績（受診勧奨対象の基準と実施後の受診率により評価） 	10点
エ 国保多剤服薬者対策服薬通知業務受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 市町村国保が行う多剤併用者対策に係る服薬通知業務の受託実績があるか（実績数に応じて評価） 	5点
オ 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務を遂行するための、職員の配置・教育（公衆衛生修士・博士の在籍）、危機管理、個人情報保護等の体制が整っているか 大学等、専門的な知識や技術を有する機関との連携や助言を得られる体制が整っているか 	5点
カ 受診勧奨値者への受診勧奨業務	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の抽出方法や生活習慣病による受診と見なす基準が、健診データおよびレセプトデータ分析の技術に基づき、重症化予防を目的とした受診勧奨に効果的で効率的なものとなっているか 通知物は見やすくわかりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているか 	10点

キ 治療中断者への受診 勧奨業務	・通知物は見やすくてわかりやすいデザインであり、 受診率向上に効果的なものになっているか	10点
ク 多剤服薬者対策業務	・対象者の抽出方法が、レセプトデータ分析の技術に 基づき、被保険者の健康増進および医療費適正化 に効果的で効率的なものとなっているか ・通知物は見やすくてわかりやすいデザインであり、 受診率向上に効果的なものになっているか	10点
ケ 受診勧奨業務の効果 検証	・効果検証は、適切なものとなっているか（受診勧奨 による生活習慣病の重症化予防の効果を分析して いるか、翌年度の事業実施に寄与するものである か）	10点
コ 多剤服薬者対策業務 の効果検証	・効果検証は、適切なものとなっているか（医療費の 適正化に係る効果を分析しているか、翌年度の事 業実施に寄与するものであるか）	10点
サ 提案の独自性	・本市のデータヘルス計画に基づき、効果的かつ効率 的な保健事業の実施を図るため、事業者ならでは の強みを生かした、独自の提案になっているか。	5点
シ 事業費	・費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適 切であるか ・提案を確実に実現できるものになっているか	10点
合 計		100点

3 最優秀提案者の選定方法

- (1) 2により最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する。
- (2) 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、概算見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する。